**共同住宅における各戸検針及び水道料金徴収等に関する契約書**

うるま市水道事業　うるま市長　中村　正人（以下「甲」という。）と、ここをクリックまたはタップしてテキストを入力してください。（以下「乙」という。）は、下記に記載する共同住宅に関して、うるま市共同住宅における各戸検針及び水道料金徴収等に関する取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）第7条の規定に基づき、次のとおり契約を締結し、その証として本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を所持するものとする。

　　年　　　月 日

　甲

うるま市字兼箇段８９６番地

うるま市水道事業

うるま市長　中村　正人

　　　　　　　　　　　乙

**「契約の対象となる共同住宅」**

|  |  |
| --- | --- |
| 共同住宅の名称 | 　 |
| 共同住宅の所在地 | 　 |
| 水道番号 | 　 |
| 管理方式 | 　アイテムを選択してください。 |
| 親メーター | 口径　　　ｍｍ |
| 子メーター | 口径　１３ｍｍ／　　個 |
| 口径　２０ｍｍ／　　個 |
| 口径　２５ｍｍ／　　個 |
| 本契約の有効期間 | 　　　年　　　月　　　日から　　　年　　　月　　　日まで本契約の有効期間は、本契約期間満了の２箇月前までに甲又は乙から異議申し出がないときは、有効期間を更に１年間更新するものとし、以後も同様とする。 |

**「契約条項」**

**（適用）**

**第１条**本契約に基づき、各戸検針及び水道料金徴収等を行う物件は表記に記載する共同住宅とする。

**２**従前より甲乙間で「中・高層住宅における各戸検針及び水道料金徴収に関する契約」を締結していた場合は本契約の成立により、当該契約は失効するものとする。

**（管理責任者）**

**第２条**乙は、給水装置及び流末装置の維持管理並びにこの契約の円滑な履行のため、管理責任者を選任することができる。

**２**　乙は、管理責任者を選任するとき又は変更するときは、この契約書の写しを選任又は変更する者へ渡さなければならない。

**３**　乙は、管理責任者を選任したとき又は変更したときは、速やかに別に定める指定の書類にて甲に届け出て、居住者等へ周知しなければならない。

　**（水質の保全及び管理責任）**

**第３条**乙及び管理責任者は、流末装置について水道法でいう給水装置に該当しないことを認識し、乙又は管理責任者の責任において、給水装置及び流末装置以下の配管設備等の維持管理並びに流末装置により供給される水の水質等の管理をしなければならない。

**（各戸検針及び水道料金等の徴収）**

**第４条**甲は定例日に各戸の設置された子メーター及び親メーターの定期検針を行うものとする。

**２**甲は、各戸に設置された子メーターの用途により水道料金を徴収するものとする。

**３**甲は、親メーターの検針水量が子メーターの検針水量の合計を超えた場合の差水量にかかる料金を乙から徴収するものする。

**４**前項の差水量については表す量の１００分の８までに料金は免除する。ただし、子メーターの合計水量が親メーターの指示水量を超えた場合の差水量料金は還付しないものとする。

**５**甲は、水道料金を口座振替又は自主納付により徴収する。

**（水道料金等滞納に対する措置）**

**第５条**甲は、水道料金等の滞納が生じたときは、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる給水停止をすることができる。

　（1）　親メーター（差水量）　共同住宅全体への給水停止

　（2）　子メーター　当該子メーターを設置している各戸又は共用栓等への給水停止

**２**　前項の規定により給水停止した場合において、乙、管理責任者及び居住者等に損害が生じても、甲はその責任を一切負わない。

**（契約者の変更）**

**第６条**当該共同住宅の所有権の移転等により所有者に変更があり、変更後もこの契約の継続を希望する場合は、新所有者が別に定める様式にて甲へ届け出て、新たに契約を締結しなければならない。ただし、この契約の継続を希望しない場合は、乙が別に定める指定の書類を甲へ提出し、この契約を解除しなければならない。

**２**　甲は、前項の規定による契約締結までの間、この契約による地位が承継されたものとみなして当該共同住宅への各戸検針及び各戸徴収を継続することができる。ただし、甲の指摘を受けてもなお、前項による手続きがなされない場合は、甲はこの契約を解除することができる。

**（届出義務）**

**第７条**乙又は管理責任者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに別に定める指定の書類にて甲に届け出し、承認を得なければならない。

（1）　子メーターの口径又は個数等契約内容に変更があるとき。

（2）　管理責任者に変更があるとき。

（3）　オートロック式建築物又はエレベーターの使用若しくはパイプスペースの扉に施錠をす

るとき（変更を含む）。

**２**　乙又は管理責任者は、居住者等に水道の使用中止（精算）又は使用開始の手続き等について、遅滞なく甲へ届け出させなければならない。

**３**　乙又は管理責任者は、前項の届出について、居住者等の同意が得られた場合は居住者等に替わり届け出ることができる。この場合、乙、管理責任者及び居住者等に損害が生じても、甲はその責任を一切負わない。

**（乙及び管理責任者の責務）**

**第８条**乙及び管理責任者は、その責任において次の各号に掲げる事項を行わなければならない。

（1）　メーターの検針及び開閉栓業務（普通式の場合においては、定期取替を含む。以下同じ。（以下「検針等業務」という。）の実施に支障がないようにすること。

（2）　オートロック式建物又はエレベーターの使用若しくはパイプスペースの扉に施錠をする場合（変更を含む。）は、甲へ暗証番号の教示又は施錠鍵（遠隔式の場合は１本、普通式の場合は２本）を貸与すること。

（3）　居住者等に対して、次に掲げる事項の同意を得ること。

イ　検針等業務の際に、水道部職員又は水道部委託業者が建物内へ立ち入ること。

ロ　検針等業務を実施するために、甲が乙より暗証番号の教示又は施錠鍵の貸与を受けること。

ハ　検針等業務が容易に行えるよう、メーターの周り及びパイプスペース内に荷物等を置かないこと。

（4）　管理方式が遠隔式の場合は、遠隔指示式メーター及び集中検針盤の破損、故障、不鮮明が生じないよう管理し、当該メーターの定期取替をすること。

**（契約の変更及び解除）**

**第９条**うるま市水道事業給水条例（平成17年うるま市条例第157号）及び取扱要綱その他の甲の定める関係規程（以下「関係規程等」という。）に変更があった場合は、その内容に適合するようにこの契約の変更がなされたものとみなす。

**２**　甲は、乙又は管理責任者がこの契約又は関係規程等に違反し、甲の勧告にもかかわらず、なお乙又は管理責任者の果たすべき義務が履行されない場合若しくは正当な理由なく乙、管理責任者又は居住者等が甲の検針等業務を妨害した場合は、甲はこの契約を解除することができる。

**３**　乙は、別に定める指定の書類を甲へ提出することによりこの契約を解除することができる。

**４**　普通式の場合において、第２項又は前項の規定によりこの契約を解除したとき若しくは遠隔式に契約の変更をするときは、原則、乙は甲へ速やかに子メーターを返納しなければならない。

**５**　第２項により、この契約解除後の水道料金等は親メーターにより計量した水量で、乙又は管理責任者から一括して徴収する。

**６**　前５項の規定により契約の変更又は解除した場合において、乙、管理責任者及び居住者等に損害が生じても、甲はその責任を一切負わない。

**（契約の期間）**

**第10条**本契約の有効期間は、表記に記載する期間とする。ただし、本契約期間満了の２箇月前までに甲又は乙から異議申し出がないときは、有効期間を更に１年間更新するものとし、以後も同様とする。

**（契約に定めのない事項）**

**第11条**この契約について定めのない事項については、関連規程等の定めによるものとする。